

## 令和7年から農地中間管理事業の利用には

### 『手数料』のご負担をお願いします

#### ◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

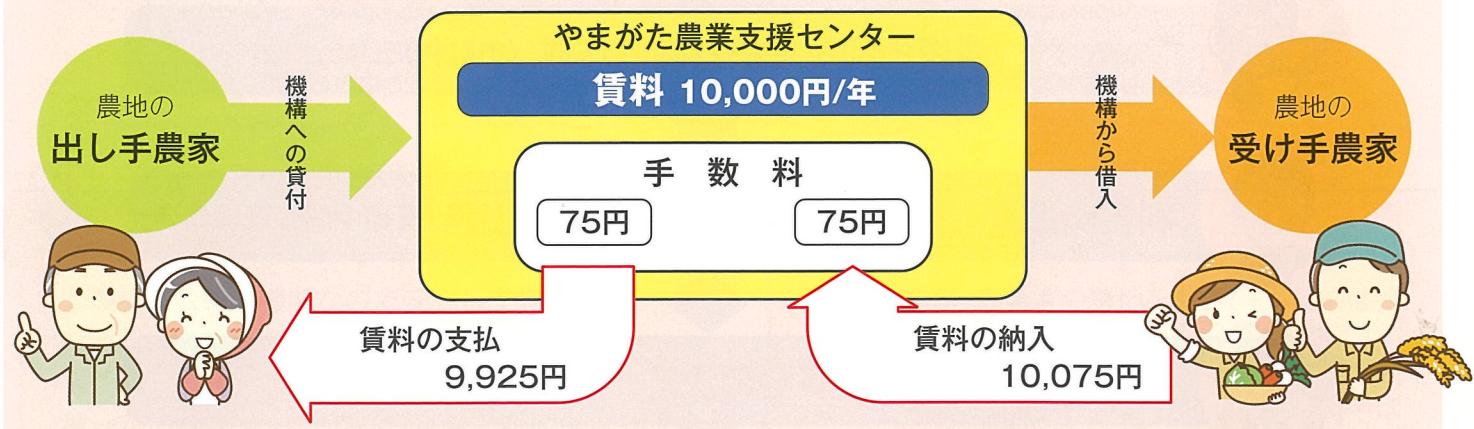
#### ◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	その他
出し手農家 (所有者)	令和6年10月以降に公告となる ・満期再契約 ・更新 ・新規契約から	毎年11月の賃料支払いの際、 手数料を差し引いて支払いたします	0.75%	農地バンク事業の賃貸借契約の際に、出し手農家、受け手農家、それぞれの利用者から、毎年手数料のご負担をお願いします
受け手農家 (耕作者)	★直ちにすべての契約が対象となる訳ではありません ★実際の納付は令和7年11月から	毎年11月の賃料支払いの際、 手数料を上乗せして納入いただきます	年間賃料が 1万円の場合 手数料は75円	

※使用貸借の場合、手数料は発生しません

#### ◎手数料納入のイメージ

(10aあたりの賃料が年間10,000円の場合手数料75円の例)



◆詳しくは、やまがた農業支援センターのホームページをご覧ください

#### 【お問い合わせは】

◎農地中間管理事業については …… 最寄りの 市町村農政担当課 または 農業委員会 まで、  
※当センターでは、この事業の相談窓口を各市町村にお願いしております。

◎手数料に関しては …… やまがた農業支援センター までお願いします。

公益財団法人 やまがた農業支援センター

農地中間管理事業課 ☎ 023-631-0697

ホームページ <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>